

第1章 都市基盤整備方針について

1. 都市基盤整備方針とは

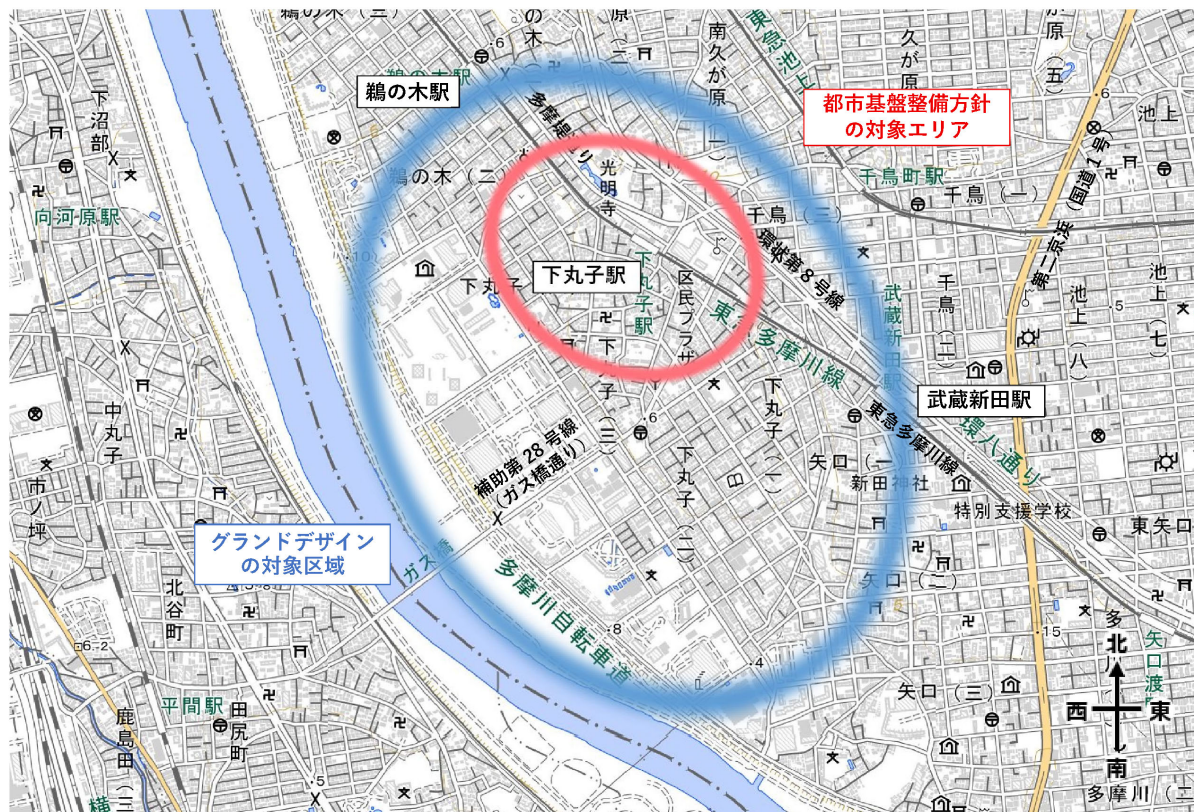
下丸子駅周辺地区（以下「当地区」という。）では、大田区都市計画マスタープランにおける生活拠点としての位置付けや、下丸子駅付近の交通上課題のある踏切（下丸子1号・2号踏切）への対応などを背景として、当地区の概ね20年後（2040年）のまちづくりコンセプトとその実現に向けたまちづくりの方針を定めた「下丸子駅周辺地区まちづくり構想」（以下「まちづくり構想」という。）を令和5年3月に策定しました。

その後、まちづくり構想に掲げる当地区のまちづくりコンセプトの実現に向け、住民や企業など地域の関係者と区が連携し、より具体的な取組を位置付ける「下丸子駅周辺地区グランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）を令和8年3月に策定しました。

グランドデザインにおける都市基盤整備に関連した施策を踏まえ、まちづくりコンセプトの実現に向けて対応すべき事項について具体的な取組を整理した下丸子駅周辺地区都市基盤整備方針（以下「都市基盤整備方針」という。）を策定します。

2. 対象範囲

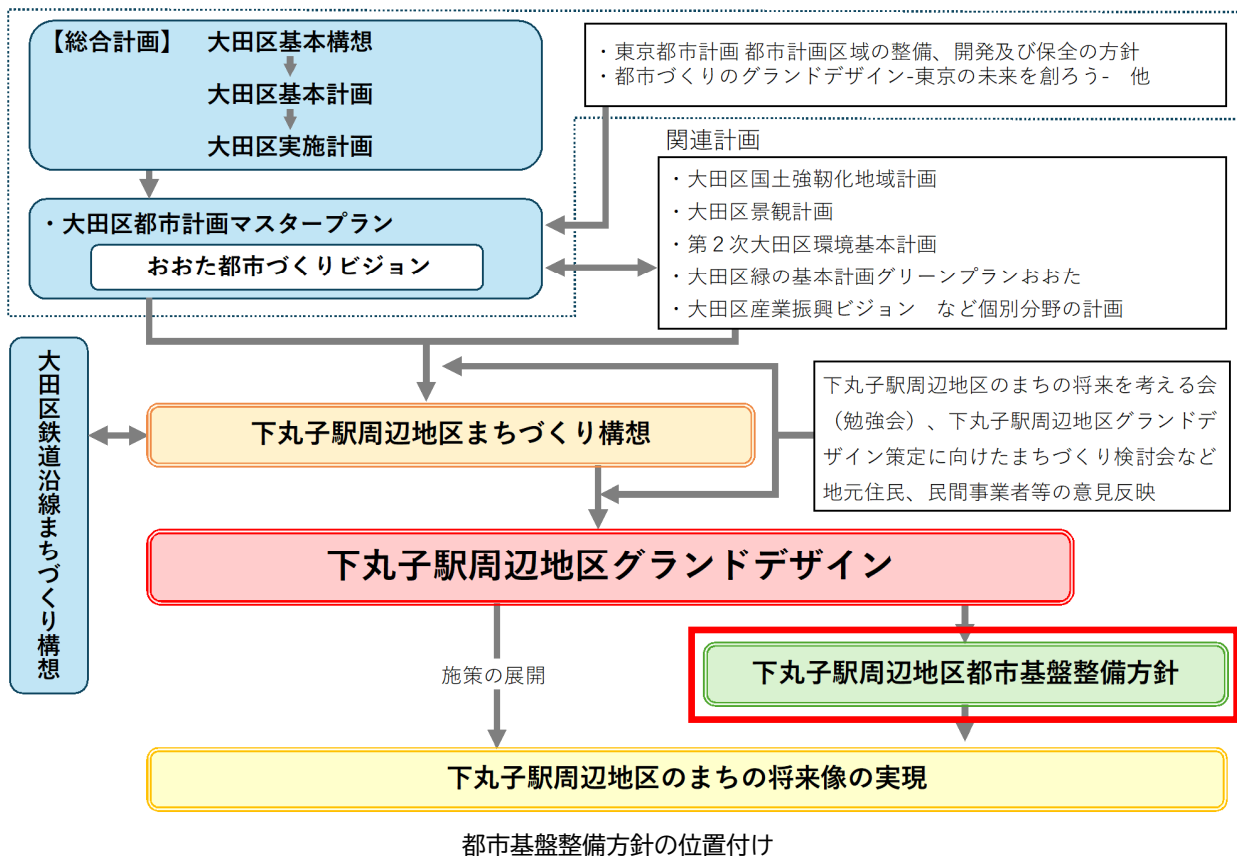
都市基盤整備方針では、下丸子駅を中心とした駅周辺のエリアを主な対象とします。



都市基盤整備方針の対象範囲

3. 計画の位置付け

都市基盤整備方針は、総合計画、大田区都市計画マスタープラン、おおた都市づくりビジョン、大田区鉄道沿線まちづくり構想及びまちづくり構想に基づき策定されたランドデザインに即し、当地区の都市基盤整備に関する方針を示しています。下丸子駅を中心とする地区を対象に、法踏切の解消をはじめ、道路、駅前広場などの都市基盤を整備するための方針を提示することで、今後のより具体的な整備内容や、その取組に向けた手順・方策などの検討につなげ、最終的にはまちづくり構想に示される当地区のまちづくりコンセプトを実現することを目的としています。



4. 計画期間

ランドデザインと同様に、2040年代を見据えた計画期間とします。

検討にあたっては、当地区で計画期間内に起こり得る変化として、新空港線第一期区間の開業や、都市計画道路（環状第8号線の立体交差化や補助第28号線の整備など）を想定し、これらに対応できる都市基盤を検討します。